

七 筑前岩門合戦と蒙古合戦恩賞

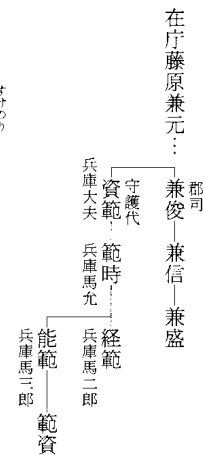
弘安八年（一二八五）十一月、執権貞時の外戚で、幕政の中心にあつた秋田城介（安達陸奥守）泰盛が、その子宗景と共に、御内人平頼綱の兵に攻められて滅びた。これを霜月騒動という。鎌倉では、泰盛に親しかった武士五〇〇余人が誅せられ、地方へも余波が及んだ。

豊前守 『歴代鎮西志』は、太宰三郎景資が、蒙古合戦での勲功を誇って、兄経資から惣領の座を奪おうとして、筑前国岩門城（現筑紫郡那珂川町）に兵を挙げたと記している。少貳景資は盛氏と改名している。恐らく、幕府最大の実力者安達泰盛の被官となつて、その一字を頂いて、彼の権勢を頼んで兄経資に代わって惣領の座に就こうとしたのであろう。霜月騒動が起こるに及んで、泰盛の人類として、泰盛の子息盛宗と共に討伐を受けるに至った。この合戦に参加した平頼綱方の武士は勲功の賞を得た。

ほほ時を同じくして弘安の役の恩賞が発表されている。（第3表）『比志島文書』に見える没官跡のうち、豊前関係の武士で、景資に与同した者は、金田六郎左衛門尉時通・兵庫馬次郎兵衛入道経範・兵庫馬三郎能範・足立五郎左衛門尉遠氏・質干入道正行、逆に勲功の賞に浴した者に薩摩前司入道尊覚・薩摩太郎右衛門尉盛房がいる。

金田氏は筑前国小山田村と岩門の所領を没官されているが、本貫は田川郡の金田庄と考えられる。岩門の地は、十等分されて武士たちに与えられ、肥前神崎庄や筑前怡土庄と同様、一分地頭を多数発生させている。

兵庫氏は各地に史料を残しており、宇佐郡の高並を本貫とし、高並氏を称した。諸史料をもとに系図を作成すると次のようになる。



兵庫大夫資範は寛元二年（一二四四）八月、肥前国か豊前国の守護代を勤めているとき、非法を行ったとして幕府に訴えられており（『吾妻』）、肥前国松浦庄に所領を得ていたようである。早くから少貳氏の被官であつたことがわかる。その子範時の代には、宇佐・下毛郡の神領を買得集積していった有徳人であった。範時の所領は宇佐郡の佐野次郎丸や安吉・吉久・久光の三か所（のちに三か別納といわれたのではなからうか、佐田氏など諸氏に転々と宛行われていく）が馬二郎経範へ譲られ、肥前国松浦庄は弟の馬三郎能範に譲られたらしい。

佐田庄地頭 足立五郎遠氏は武蔵国の武士で鎌倉での合戦に泰盛方城井通房 として行動してその所領を没収されたい。『宇都宮文書』に次のように見える。

早く前薩摩守法師 尊覚 をして豊前国佐田庄地頭職 遠氏知行分 を領知せしむべき事

右、同国安雲村の替りとして宛行わる所なりてへれば、早く先例を守り領掌せしむべきの状、仰せによつて下知件の如し

正応三年十月四日

（連署宣時） 陸奥守平朝臣（花押）
（執権貞時） 相模守平朝臣（花押）

宇都宮通房が蒙古合戦勲功賞として与えられていた上毛郡安雲村の替え地として宇佐宮御許山領佐田庄の地頭職を得た。四代後の親景が城井郷普佐古から、この地へ移り住むのは応永六年(一三九九)のことという。通房は蒙古勲功賞にあずかった宗たる人々の一人であり、子の盛房は岩門合戦勲功賞として老岐島瀬戸浦の預所職を得た。質干入道正行は楚中二郎入道正行の読み違いかもしれない。彼はこのころ下毛郡で宇佐神領に押妨を行っていると訴えられていたから、闕所されたか、少弐景資の被官となっていたのであろう。

第3表 蒙古合戦恩賞と岩門合戦勲功賞(豊前国関係分)

勲功人	恩賞地	先給主
武藤四郎右衛門尉盛資	略	
薩摩前司入道尊覚 <small>(宇都宮通房)</small>	豊前国上毛郡内原井村・阿久封村 <small>(対)</small>	金田六郎左衛門尉時通 <small>(豊方)</small>
武藤五郎左衛門尉経平	略	
野中左衛門三郎宗通法師	一 薩摩国鹿兒島郡司職十分	
薩摩太郎左衛門尉盛房	老岐瀬戸浦預所職	兵庫次郎兵衛尉
江見民部六郎景忠	豊前国安吉々々光三ヶ所	兵庫馬三郎能範
白石美野又次郎通継	肥前国松浦庄内甘木村	兵庫馬三郎能範
土々呂木又六家直	〃 〃 石垣村	同前
相神兵衛六郎家弘	一 筑前国那珂東郷岩門十分	金田六郎左衛門
(以下九人)	〃 〃 〃	

松浦次郎延	肥前国松浦庄内加々島	兵庫馬二郎
曾根崎淡路法橋慶増	豊前国佐野次郎丸	兵庫馬二郎兵衛入道
宇良金崎次郎入道々眼	〃 東浜田地(得永名)	同前
田中七郎入道善光	〃 時信名	同前
相神浦次郎入道妙運	〃 阿弥陀寺大通新開	同前
〃 〃	〃 神実扶院仏性田 <small>(昔曾木別符カ)</small>	〃
倉上弥藤次兵衛入道	〃 青木別書符田戸数	〃 <small>(質カ)</small>
白石六郎左衛門尉通武	〃 佐野次郎丸	質干入道正行
山田中内右衛門尉政盛	肥前国神崎庄一分	兵庫三郎入道
小犬丸弥次郎入道祐西	〃 〃	
大和三郎兵衛太郎入道浄覚	〃 〃 二町九反等	足立五郎左衛門尉遠氏
前薩摩守法師尊覚	豊前国佐田庄	兵庫馬三郎能範
丹波房良晴	〃 下毛郡全得名	
大河左近入道子息行長	〃 仲津郡下長江村五町余	
(二隱堂)	田河郡金田村	金田六郎左衛門カ
隠岐三郎左衛門入道行存		

蒙古合戦では、武士に動員をかけたばかりでなく、諸国の大社や国分寺へ異国退散の祈禱が命ぜられた。武士に対する恩賞は闕所地の不足で満足できるようなものでなく、武士の困窮の度を深めた。そのため、御家人に対し、永仁五年(一二九七)、徳政令が出され、文永の役以後、所領を売却した御家人はその所領の取り戻しを許し、御家人でない者へ売却した場合は文永の役以前に売却した土地でも取り戻しを許した。この徳政令は困窮した御家人に対する、いわば恩賞であったと考えることができる。

神領興行令

この翌年、鎮西五社へ「神領興行の論旨」が出た。豊前国には、多くの宇佐神領や弥勒寺領が存在したが、鎌倉時代の末には、困窮した神官・僧侶は、その所領を売却したり、武士に押領されていた。この論旨は武士の徳政令と錯綜し、ほとんど実行されなかったらしい。そのため正和元年（一三二二）改めて、鎌倉から明石盛行・安富長嗣・斎藤重行の三人を興行奉行人として下向させ、強力にその実行に当たった（『黒水』）。しかし、これは各地で大混乱を生じ、なかには城郭を構え抵抗するものも出て、幕府に対して不信感を募らせ、悪党化する武士や有徳の凡下（一般庶民）を増加させた。神領興行令で大きな打撃を被ることになったのは、豊前各地に繁衍していた宇都宮一族であったことは第4表をみれば、その一部を垣間見ることが出来る。

延慶二年（一三〇九）、鋤崎次郎時広入道蓮覚は父都祐秀の遺領、仲津郡大野井庄田所職と名田畠在家等を徳政令によって取り戻したが、庶子都三郎入道生千の子又三郎種秀や肥前房良秀の子九郎経弘と、その配分をめぐる争い、田地二五町五反、畠九町三反、在家一〇宇を第5表のように配分した（『文書』）。大野井庄の田所職を所持していた都氏は京都郡司の系譜をひく在庁官人で、庄園開発に関与して開発領主の一人となっていたのであろう。ここで在家とは名内に住み、田畠を耕作する農民のことで、屋敷畠を含めて、夫役や公事物を徴収した。上毛郡の成恒名は田二七町余と本在家（小名の耕作者）七、脇在家（散在分として小名に入れていない田畠の耕作者）七か所という三つに区別して税を徴収しているから、大野井庄その他もこれと似た経営が行われたと思われる。

文保元年（一二三二）八月、下毛郡黒水・吉武両名地頭職について、

第4表 神領興行令と宇都宮一族

年月日	通称	対象地	出典
正安元・八・十二 (一二九九)	薩摩次郎左衛門尉経房	下毛郡野仲郷全得・世永両名を濫妨・敬神のため別儀をもってさり渡す	文到書津
正和元・十二・廿七 (一三二二)	大和前司頼房	下毛郡木原村稲重名を転々知行するも返付させらる	同右
〃 二・二・廿 (一三二二)	山田中内左衛門尉政盛	上毛郡黒土庄田地三反号小石原を返付させらる	宮成書
〃 二・三・十二 (一三二二)	故山田彦三郎政康	下毛郡四郎丸名田地を弥勒寺へ返付させらる	益永書
〃 二・六・十二	野仲次郎太郎道雄	下毛郡麻生郷藍原屋敷二所を返付させらる	文永書弘
〃 二・六・廿二	野仲道性房円空	下毛郡野仲郷全得・世永両名を返付させらる	同右
〃 二・六・六	大和八郎信茂	上毛郡三毛門大路田地六反を返付させらる	宮成書
〃 二・六・廿二	大和前司頼房	上毛郡是吉名内田地を頼房下人二人に返付を命ぜらる	奥文書
〃 二・八・十二	故山田八郎範房	下毛郡久松名を返付するよう子息千世房丸に命ぜらる	小山田文書
元応元・八・十九 (一三一九)	野仲次郎太郎道雄	下毛郡自見名并今永田地を宇佐宮供僧に渡さしむ	北文書

第5表 仲津郡大野井庄田所職配分

氏名	田地	畠地	在家
嫡子蓮覚	一二町七反二〇代	四町六反三〇代	五宇 余田・荒野等
三郎生千	六町三反	一町五反	二宇
讃阿	二町	四反	

鎮西探題北条随時が長文の裁許状を発している。宇佐大宮司らが、神領興行令によって、御家人久保六郎種榮に両名の返付を求めたのであるが、鎮西探題はこれを却下した。久保氏は窪三郎種家入道道恵一六郎種

俊一六郎種栄と相承する大蔵一族である。京都郡久保郷を本貫とする在庁官人で、郷司職か久保庄の庄官であったと思われる。種家は宇佐宮祝大神氏と姻戚関係を結び、企救郡貫庄今吉・元重・時重名を譲られ、同庄弁分名や下毛郡にも進出するようになっていく。

八 鎮西談議所と宇都宮通房

鎮西四頭奉行 執権北条時宗の舅安達泰盛が攻め滅ぼされた霜月騒人 **城井通房** 勳の翌年、平頼綱は鎮西の事について画期的な方針を発表した。『大友文書』によると、

鎮西の輩の訴訟の事、……自今以後においては、別しての仰せに非ざるの外は、関東や六波羅に参るべからず。訴訟あらば、兵庫入道・少式入道・薩摩入道・河内権守入道寄合いて裁許せしむべし。国において成敗しがたきは、子細を注進すべし。……但し、奉行人中に敵対する事あらば、残る人々をして尋ね沙汰せしむべし(下略)

(原漢文)

蒙古の襲来にそなえて警固番を強化・維持していかなければならない時に、地頭御家人、寺社の別当・神主・供僧、所々の名主・庄官等は、関東へ訴訟に出かけることをやめなかった。そこで、博多に談議所を設け、四人の奉行が合議して裁決することにした。博多で裁決できない場合や越訴は調査結果を六波羅探題へ報告せよというものである。この法令は、天野遠景以来、百年ぶりに訴訟裁決権を九州に移譲したことを意味する。鎌倉幕府は、訴訟裁決権を本領安堵や新恩給与と共に、将軍に属する重要な権限としてきた。それが蒙古襲来の緊張時に、北条氏以外の御家人に付与されることになったのである。

鎮西談議所四頭奉行人の一人に宇都宮薩摩前司通房が選ばれたのは何故であろうか。

文永の役以前に、大友頼泰・少式資能両人を鎮西東西奉行として、従来の守護の権限を越える権力を与えて、鎮西全域の武士を統率させたが、弘安の役後、北条時定を下向させて、博多の東西奉行の権限を吸収し、少式氏も豊前・肥前の守護職を失うにいたる。肥後の守護安達泰盛と守護代盛宗の後は北条貞時がおさえ、代官に宇都宮通房を起用した。

筑後国守護 宇都宮通房は、いわば得宗家(北条嫡流家)の御内人 **城井通房** (家来)となったのである。その関係によって、永仁三年(一二九五)より筑後国の守護職にも補任され、通房の死後、その子頼房が正和三年(一三二四)まで、同国守護職を務めることになる。

渋谷重郷も北条氏の日向国守護代であったから、御内人化していることを考えると、平頼綱は、少式・大友の守護クラス御家人二人に、北条得宗領の守護代御内人二人を加えて訴訟を裁決させようとしたことが知られる。

当時の守護代は、安東蓮聖に代表されるごとく、自身経済力があり、主人の家計を肥やすような人物が選任されていたから、宇都宮通房もそのような人物であったと考える。

正応六年(一二九三)六月の『阿蘇文書』には「守護薩摩入道施行」と端書にあるが、北条貞時が守護であるから、通房は守護代であったのである。通房は『紀井系図』では建治元年(一二七五)二月二十六日、七十三歳で死去したとなっているが、永仁三年(一二九五)六月十三日ごろ「筑後国守護薩摩入道尊覚」と見え、生存している(『益永』)。永仁七年四月十日の鎮西引付衆に名が見えないので、これ以前に死去したものと考えられる。